

IEEJパートナー資格認定規程細目

(目的)

第1条 本規程細目は、総務・規程8「会員の知識・経験流通サービス規程」の委任に基づきIEEJパートナーとして認定するにあたって満たすべき資格要件その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 下記の要件をすべて満たす団体をIEEJパートナーとして認定する。

- 一 業務推進能力があること
- 二 財務状況が良好であること
- 三 個人情報管理能力があること
- 四 本会の目的および事業活動を良く理解しており、かつ取り扱いを希望する専門分野について熟知していること

(申請)

第3条 申請は本会が指定する申請書の提出により行う。但し、審査にあたり補足資料となるものがある場合は、添付書類として提出する。

- 2 申請は随時行うことができるものとする。
- 3 申請書の提出先は技術者教育担当箇所とする。

(審査および認定)

第4条 審査は、申請者が、申請書を用いてプレゼンテーションを行い、IEEJプロフェッショナル運営委員会がこれを審議することにより行う。

第5条 IEEJプロフェッショナル運営委員会は、審議結果を総務会議に上程し、総務会議で認定する。

(本会との契約)

第6条 IEEJパートナーは本会とパートナー契約を締結する。

- 2 前項のパートナー契約は、次の各号に掲げる事項を含まなければならない。
 - 一 IEEJパートナーは、毎年一定額の管理費の支払いを本会に対し行うこと。
 - 二 IEEJパートナーは、定期的に活動実績に応じた管理費の支払いを本会に対し行うこと。
 - 三 IEEJパートナーは、定期的に活動実績報告を本会に対し行うこと。
 - 四 契約期間は原則として2年間とすること。

(資格の取り消しと契約解除)

第7条 第2条に定める資格要件を満たさなくなった場合は、IEEJパートナーの認定を取り消し、契約を解除する。

- 2 公序良俗に反する内容の行為があった場合も前項と同様とする。

(付則)

1. 平成17年4月21日、理事会にて承認制定。
2. 本規程は、平成17年4月25日より実施する。
3. 平成20年4月23日、理事会において一部改正。
4. 平成22年9月22日、総務会議において一部改正。
5. 平成26年11月19日、総務会議において一部改正。